

## 取締役（執行役兼任者を除く）に対する譲渡制限付株式の交付に関するお知らせ

三菱ケミカルグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日開催の報酬委員会において、下記のとおり、当社取締役（執行役兼任者を除く。）に対して譲渡制限付株式の交付（以下「本交付」といいます。）を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

### 1. 交付の概要

(1)交付日	2026年7月23日
(2)交付する株式の種類及び株式数	当社普通株式 14,673株
(3)交付対象者	譲渡制限付株式信託規則に基づく

### 2. 交付の目的及び理由

当社は、2020年2月28日開催の報酬委員会において、執行役を対象とする報酬制度として、当社の一定の役員等のいずれも退任した時に譲渡制限が解除される内容の譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。また、株主の皆様との一層の価値共有を通じて中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を実現することを目的として、2023年2月7日開催の報酬委員会において社外取締役、2024年2月26日開催の報酬委員会において、社外取締役でなく執行役を兼任しない取締役を譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることを決議しております。

本日開催の報酬委員会において、当社の社外取締役及び社外取締役でなく執行役を兼任しない当社取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を付与する目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して、譲渡制限付株式として当社の普通株式 14,673株（以下「本交付株式」といいます。）を交付することを決定しました。

本交付は三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として2018年に設定した役員報酬BIP信託を通じて行います。

#### <譲渡制限付株式の概要>

本交付株式には譲渡制限付株式信託規則に従い譲渡制限が設定されますが、譲渡制限の概要は以下のとおりです。

##### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、当社又は当社の100%直接出資国内子会社（以下、総称して「MCGグループ」という。）の取締役、執行役又は執行役員の内いずれも退任するまでの間、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2)譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本交付株式の交付日の直前の当社の定時株主総会の日から翌年に開催される当社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、MCGグループ

の取締役、執行役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本交付株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、MCGグループの取締役、執行役又は執行役員のいずれも退任した場合には、譲渡制限期間の満了時において、次の各場合に依りて、次の数の本交付株式につき、譲渡制限を解除する。

① 定年、死亡又は就労不能障害の場合)

本交付株式の全て

② 人事異動その他当社報酬委員会が正当と認める理由による場合

退任までの期間に依りて合理的に調整した数の本交付株式

(3)当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本交付株式を当然に無償で取得する。

(4)株式の管理

本交付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、報酬委員会の決議により、本交付株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上

<p>お問合せ先 三菱ケミカル株式会社 コーポレートコミュニケーション部 メディアリレーショングループ TEL：03-6748-7140</p>
--